2026年2月21日

１８－１

肢ア

３１条。起訴されてないのに考慮されて処罰されることになる。

手続の法定、手続の適正に影響ある。

法律の規定ないのに処罰されることになる。

肢イ

行政手続にも適用あり。文理上は、刑事のみ。行政関係ないとも。

不都合、濫用の恐れある。条文の趣旨、憲法保障、法の支配。

行政手続においても及ぶと解すべき。その上で、適正性はどこまで必要か。

迅速性にも配慮。いらない場合もある。行政手続は、刑事手続より制約の程度が軽微。

許容される。比例原則をイメージ

肢ウ

３５条、３３条の場合を除いて、令状が必要。現行犯のときは３５条の違反の問題はない。

肢エ

法廷維持は、刑事手続とは違う。司法権の独立。準拠されない。

１８－２

肢ア

他国と対等関係。最高独立性。統治。

肢イ

正当性の契機。国民の主権の原理。過去、現在、未来の抽象的な国民。

選挙民と「国民」は別。したがって、選挙民の意思が反映される仕組みは要請されない

肢ウ

主権、統治権。第１条、国家の最高決定権。意味が異なる。

肢エ

天皇は国民。象徴。国民主権。

天皇も国民として私的行為する。

１８－３

肢ア

私人間適用。

公序良俗に反するか否か。一度、仮採用してしまっており、期待が生じている。

思想のみで拒否するのは、公序反する。

肢イ

私人間適用。努力で、コントールできない。男女のみで、年齢差を設けるのは、公序に反する。

肢ウ

労働組合の協力義務。私人間適用。団体と、組合員の利益を考慮して決定すべき。

肢エ

私人間適用。大学と学生の関係。団体の性質に照らして、制限が許容される。

目的の範囲。

１８－４

肢ア

請求権、社会権。抽象的権利、法律があって具体的権利となる。

立法裁量ある。不作為違憲確認提起できない。

肢イ

統制権、２８条、団結権。

対使用者と関係で効力を発揮。選挙無関係、目的の範囲外。私人間適用

肢ウ

他の組合、または新たな組合を作ったものに、解雇義務が及ぶのは他の組合の団結権を害する。

民法９０条に照らし無効

肢エ

労働者が、権利者の意思を排除して経営を行うのは、正当な争議ではない。

対等になるためもの。不作為はOKだが、それ以上に相手の権利を奪うことはダメ

肢オ

ストライキ中の賃金は請求でない。労働していないのに使用者に害を与えることになる。

１８－５

小問１

事実の報道の自由は、国民の知る権利に奉仕する。表現の自由により保障。

１.新聞の報道の自由は認められていることを前提に、前科との関係問題なっている。

２.批判、事実の報道とは異なると思われる。

３.取材の自由の前提として報道の自由の問題となった。

小問２

閲読の自由は、派生原理として導かれる。表現はしてないが、前提がないと表現できない。

小問３

３．公平な放送を要求できるのであれば、放送局には、反論請求ができる方向になる。

１と２は、正しい。国と私人は違うので、アクセス権を認められないという方向性。

１８－６

肢ア
　条件付も有効。国会に認めた権限といっている

肢イ
　事前は不要。時宜によっては事後にとなっている。明らかに間違い。憲法の規定とずれる。
　国会が会期制。
　諸外国に対応するのは内閣の権限であることを踏まえると、事後も許容する

肢ウ
　新たな条項を付した場合は、再度、締結する旨、政治的義務を負う。
　新たな条項付き承諾が、有効であることが前提

肢エ
　新たな条項をつけることができない。不承認と取り扱うこととなる。
　論理的には、成立する。

肢オ
　条項つきということは、その時点で、承認はしてない。
　国内的効力は無効であると解釈できる。民主的正当性に疑問があるので

肢カ
　内閣が条項付きで締結しないとだめ。一方の国の国会の議決で効力を所持させることは問題。国際協調や、内閣の権限を侵害することになるだろう。

１８－７

A　５

積極規制、社会政策。小売市場。距離制限

B　１

薬事法の距離制限。消極的、警察的許可。

他の手段で、目的が達成できないことも必要。

C　３

公衆浴場の配置、社会政策・浴場などを保護。

消極、積極判断できない。イメージ、混合。公衆の衛生など

距離の問題

D　２

たばこ屋の距離の問題。A の判例に類似、引用する。

４、６　業ができるか問題、距離制限の問題ではない。意味を理解しているかを問う問題